

第八十一号議案

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例  
江戸川区保育所の保育の実施に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第五十六条第十項」を「第五十六条第七項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正により、同法の規定に移動が生じたため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。